令和6年度版

桜川市浄化槽設置事業費補助金

申請の手引き

**１　交付条件**

　補助金交付を受けることができるのは、次の条件をすべて満たすことができる方です。

(1)申請者の居住を目的とした住宅に、浄化槽を設置すること。小規模店舗等を併設した場合は、住宅部分の床面積が延床面積の２分の１以上であること。

(2)所有する住宅を高度処理型付き住宅に建て替えするものでないこと。

(3)浄化槽の設置場所が次の各区域の外であること。

　・下水道の処理区域

　・下水道事業計画区域

　・農業集落排水処理施設の処理区域。ただし、当該施設の整備が当分の間見込まれない区域は除く。

(4)市税を滞納していないこと。

(5)補助金申請前に、設置工事に着手しないこと。また年度内に完了検査が受けられること。

(6)補助金交付を受ける者と浄化槽管理者(使用者)が同一の者であること。

**２　仮申込み及び補助対象者の抽選**

浄化槽設置費補助金の仮申込受付・抽選会を下記のとおり行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 仮申込  受付期間 | 3月1日（金）～3月22日（金）  申請者：本人又は家族、委任を受けた代理申請者  提出物：浄化槽設置費補助金仮申込書  提出先：桜川市役所岩瀬庁舎２階　市民生活部生活環境課 |
| 第1回抽選会 | 4月6日（土）  受　付：午前9時30分～　　抽　選：午前10時～  抽選人：本人又は家族  場　所：桜川市大和ふれあいセンター(桜川市羽田989-1)  ※令和6年度から会場が変更になりましたので、ご注意ください。 |
| 補助金申請書  受付期間 | 4月8日（月）～12月27日（金）  申請者：本人又は家族、委任を受けた代理申請者 |

仮申込受付期間を経て本年に予定している基数又は予算に達していない場合は、第1回抽選会は実施せず仮申込者を補助対象者とします。第2回目の申込を行う際は、市HP等において随時お知らせします。

**３　補助内容**

(1)高度処理型浄化槽設置費補助

補助金交付申請額は、補助額一覧表に記載された金額を上限とします。工事費が補助金額を下回る場合は、工事費と同額までを上限とします。(千円未満切捨て)

なお、次の費用を補助対象とします。配管工事費や水洗トイレ設置工事費等は補助の対象として算定しません。

・浄化槽本体及び設置工事費(掘削及び底板、上部コンクリート打設費用等含む)

・ブロワー本体及び設置工事費

また、高度処理型浄化槽の区分けは次のとおりとする。

・Ｎ型・・・窒素又はりん及びＢＯＤを除去する浄化槽

・高度Ｎ型・窒素及びＢОＤを除去するＮ型以上の処理能力を持つ浄化槽

・ＮＰ型・・窒素、りん、ＢＯＤを除去する浄化槽

　(2)単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去補助

浄化槽の設置に伴い、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合、(1)高度処理型浄化槽設置費補助に加え120,000円（くみ取り槽は90,000円）を上限として補助します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象になりません。

・建築確認を伴う工事である場合

・単独処理浄化槽又はくみ取り槽を完全に撤去しない場合（いわゆる「砂埋め」「埋め殺し」）

　　 また、単独処理浄化槽又はくみ取り槽が2基あり、2基とも撤去する場合は1基につき120,000円（くみ取り槽は90,000円）を上限とし補助します。

（3）宅内配管工事補助

　　浄化槽の設置に伴い、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合、(1)高度処理型浄化槽設置費補助、（2）単独処理浄化槽撤去補助に加え300,000円を上限として補助します。補助の対象となる工事は下記のとおりです。

　　・高度処型浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水管）、ます、住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管及びポンプ設備及び敷地内放流水処理装置の設置に係る工事

　●補助区分毎の補助金額は次ページの一覧表をご参照ください。

**補助額一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 新　築 | 転　換 |
| 窒素又はりん除去機能を有する高度処理型の浄化槽（Ｎ型） | 5人槽 | 360千円 | 360千円 |
| 7人槽 | 462千円 | 462千円 |
| 10人槽 | 585千円 | 585千円 |
| Ｎ型浄化槽以上の窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽  （高度Ｎ型） | 5人槽 | 474千円 | 474千円 |
| 7人槽 | 570千円 | 570千円 |
| 10人槽 | 723千円 | 723千円 |
| 窒素及びりん除去機能を有する高度処理型の浄化槽（ＮＰ型） | 5人槽 | 822千円 | 1,071千円 |
| 7人槽 | 1,111千円 | 1,422千円 |
| 10人槽 | 1,585千円 | 1,996千円 |
| 単独処理浄化槽の撤去 | | 1基につき120千円 | |
| くみ取り槽の撤去 | | 1基につき90千円 | |
| 宅内配管工事 | | 上限300千円 | |

　　※転換：浄化槽、汲み取り便槽から高度処理型浄化槽に切り替えること。建替えや増築等、建築確認を伴うものは既存の浄化槽から切り替える場合であっても新築の区分となります。

　（例）①新築の専用住宅（140ｍ2未満）を建築する場合

　　　　新築・5人槽の区分となり360千円の補助額

　　　②現在の住宅（140ｍ2以上）の既存の単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽に切り替える場合

　　　　転換・7人槽の区分となり462千円の補助額

　　　　既存単独処理浄化槽を撤去する場合追加で撤去費の補助として90千円

　　　　宅内配管工事費補助としてさらに追加で300千円　　合計852千円

　　 ③既存の住宅を建替える（140ｍ2未満）場合

　　　 新築・5人槽の区分となり360千円の補助額

　　　 新築の区分のため、既存単独処理浄化槽撤去、宅内配管工事補助は受けられません

**４　本申請**

必ず浄化槽設置工事着工前に提出してください。本申請書受理後、１週間前後で決定通知を発行いたします。

決定通知の到着後、着工が可能となります。

**本申請時の添付書類**

**１**　**建築確認通知書の写し又は家屋評価額証明書**

（人槽算定の根拠となる家屋の延床面積の分かるもの）

家屋評価額証明書は税務課又は各庁舎総合窓口課にて取得してください。

**２**　**完納証明書**（過去に渡り市税等の未納がないことを証明するもの）

　　税務課又は各庁舎総合窓口課にて取得してください。

※桜川市外にお住まいの方は、居住地の完納証明書を添付願います

**３　設置場所の案内図及び平面図、排水系統図**

**４　工事請負契約書又は工事見積書の写し**

　　※単独処理浄化槽の撤去工事を行う場合、当該工事の契約書又は見積書を別途添付

**５　浄化槽工事業の登録証及び浄化槽設備士免状の写し**

**６　国庫補助指針適合登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）**

**７　浄化槽構造図**

**８　放流処理を行う者は、放流先の管理者等の同意書（占用許可書等）**

**９　敷地内処理を行う者は、敷地内処理の概要書、維持管理誓約書及び敷地内処理構造図**

**10　保証登録証（市町村用）**

**11　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書**

**12　誓約書及び覚書**

桜川市ホームページの当該補助金のページに様式がございます。

**13　農業集落排水施設の処理区域内の方は、下水道課が交付する区域外証明書**

**14　既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に伴う浄化槽の設置の場合にあっては、次に掲げる書類**

**ア　当該既存単独処理浄化槽の撤去前の写真**

**イ　撤去費用のわかる工事契約書又は工事見積書**

**15　宅内配管工事補助を申請する場合にあっては、次に掲げる書類**

**ア　既存の宅内配管の現況図面**

**イ　宅内配管工事計画の縦断面図**

**ウ　配管工事費用のわかる工事契約書又は工事見積書**

**16　その他市長が必要と認める書類**

※家屋評価額証明書及び完納証明書は申請日から３ヶ月以内に取得したものを添付

※既存管接続についても原則占用許可書を添付

**５　実績報告**

設置工事が完了しましたら、速やかに提出してください。

**実績報告時の添付書類**

**１　浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し**

（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあたっては、自ら行うことができることを証明する書類）

**２　浄化槽法定検査手数料払込通知書の写し**

**３　工事施工写真及びチェックリスト**

工事写真例（7ページ）に掲載されているものに加え、市役所職員立会時の写真及びブロワー設置状況、放流先接続状況の写真をすべて提出してください。

**※既製品のコンクリート板を使用する場合は、縦、横、厚みを計測した状況及び設置した状況を撮影し、使用した既製品コンクリート板の仕様書を提出してください。**

　　チェックリストは工事完了日付で作成してください。

**４　工事費請求書の写し又は領収書の写し**

**５　工事完成平面図**

**６　既存単独処理浄化槽又はの撤去に伴う浄化槽の設置の場合にあっては、次に掲げる書類**

**ア　当該既存単独処理浄化槽の撤去に係る工事写真**

以下の状況が分かる写真を提出してください。

・着工前・清掃状況・解体及び撤去状況・搬出状況

**イ　撤去費用の請求書又は領収書**

**ウ　当該既存単独処理浄化槽の処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）**

　　　　　※マニフェストはE票の写しを提出してください。決定通知に記載されている期限に間に合わない場合は、先にD票を提出し、届き次第E票を提出してください。

**７　宅内配管工事の補助を申請した場合にあっては次に掲げる書類**

**ア　当該宅内配管工事に係る工事写真**

**イ　宅内配管工事費用の請求書又は領収書**

**ウ　当該宅内配管工事に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）**

※該当する場合のみ

**８　その他市長が必要と認める書類**

**●その他、提出する書類**

**・補助金交付請求書（様式第7号）及び債権者登録申請書**

**・浄化槽使用開始報告書**

**・浄化槽使用廃止届出書（既存浄化槽を撤去した場合のみ）**

**よくある質問と回答**

・浄化槽設置予定場所が補助金の該当地区であるか確認したい。

→生活環境課では該当地区の確認ができません。お手数ですが、桜川市役所下水道課へお問い合わせください。

・延べ床面積は140m2を超過しているが現在1人しか住んでおらず、今後居住人数が増える予定もないが7人槽の浄化槽を設置しなければならないか。

→浄化槽の人槽の決定については、茨城県県西県民センター建築指導課が判断いたします。市ではお答え出来かねますのでそちらとご協議ください。協議の上、認められた際は申請時に生活環境課担当職員にお申し付けください。

・施工業者は市内の業者でないといけないのか。

→茨城県に浄化槽工事の許可されている業者であれば市外・県外の業者でも可能です。「茨城県　浄化槽工事業」で検索し茨城県のホームページにて業者の一覧表をご覧いただけます。

・工程の都合上、家屋工事を先に着工する必要がある。家屋工事を本申請前に着手すると取り消しになるか。

→当補助金は浄化槽設置工事に対する補助金になりますので、家屋の着工の進捗は問いません。ただし、本申請書の提出並びに補助金決定通知書発行前に浄化槽工事に着手すると取り消しになりますのでご注意ください。

・自宅で店舗を経営しているが補助対象になるか。

→居住部分の延べ床面積が総延べ床面積の半分以上であれば対象になります。

　（例）総延べ床面積100ｍ2、居住部分60ｍ2、店舗部分40ｍ2の場合は補助対象になります。



**浄化槽工事に関する注意事項**

**●設置現場では建物の基礎、道路端から十分な距離を確保してください。**

**●水道管の埋設確認について**

**浄化槽施工にあたり、水道管の破損や切回し等が発生する事案が見られます。水道管の施工に際しては、必ず事前に市役所水道課と協議をするようお願いします。**

**●土留工について**

**掘削においては、土質条件、涌水状況、周辺状況を勘案し、土留工をするなどして安全かつ確実に施工できるよう徹底願います。**

**●既成底板コンクリート（プレキャストコンクリート底板）の使用について  
既成底板コンクリートを使用する場合は、次の書類を本申請時に提出してください。  
１）　既成底板コンクリートの図面及び仕様書  
　　　（※設計計算書・強度計算書・底板図面等）**

1. **施工方法  
   国土交通省令・環境省令・施工要領に従い、沈下や変形の生じない施工を行うこと。**

**●中間検査について  
底板を敷設した後の浄化槽本体据付時に立会いを実施します。**

**確認内容は以下のとおりとなります。  
遅くても3日前には立会い日時のご連絡をお願いします。  
１）浄化槽本体の確認  
２）底板の確認（寸法・配筋状況等）**

**３）据付後の水平確認**

**浄化槽設置事業費補助金抽選会について**

●受付について

抽選者は本人又は家族の方のみとなります。抽選者の方のみご入場いただきます。

受付の際は、公的証明書(運転免許証、保険証等)を確認させていただきます。

●抽選方法について

①受付⇒②仮抽選⇒③本抽選の順に行います。

　※まず仮抽選を行い、本抽選の順番を決めます。次に本抽選を行い、引いた番号が受付番号になります。

　※仮抽選を引く順番は、当日の受付順とします。

　※来場時間によっての有利不利はございませんので、過度に早い時間のご来場はご遠慮下さるようお願いいたします。

●結果について

本抽選時に、それぞれの人槽や補助金額をデータ入力していき、全ての方が抽選を終了してから結果を集計、発表します。

浄化槽補助金については、申請内容（人槽の違いや、新規・転換の違い）によって補助金額が変わるため、一律に当選・落選の判定ができません。

　よって、本抽選の受付番号の若い順から、予算上限に達する分までを当選とさせていただきますので、あらかじめご了承ください